○農林水産省告示第二千三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年八月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字漆原三二の四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字鬼川辺五の二・字砂子渡四三の四九・四三の九〇・四三の九九・四三の一〇一（以上五筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年八月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県中津軽郡西目屋村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百八十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年八月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十二年一月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県木更津市中島字台畑、字上台畑、字下台畑、字下野際、字中野際、字上野際、字外原、字塩場、字中船倉、字上船倉、字南出戸、字新開、字野際及び字原並びに牛込字塩場の全部。木更津市中島字十六島、字出戸、字吉原、字鮒堀、字上塩場、字下塩場、字山王原、字山王、字船倉、字河迎、字南河迎、字下ノ組、字浜戸、字浜戸ノ組、字鯨ノ組、字東ノ組、字西ノ後、字越巻、字上前河原、字前河原及び字林畑並びに牛込字八王子及び字高須並びに中野字日枝前、字俣の砂、字北村、字向野及び字田向の各一部

四　土地区画整理事業の名称　木更津都市計画事業金田東特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県木更津市潮見七丁目三番一

六　事業計画の認可の年月日　平成十二年一月二十七日

七　事業計画の変更（第五回）の認可の年月日　平成二十五年八月八日

○国土交通省告示第七百八十八号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十五年八月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　石川県東山中町地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を折戸川右岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

石川県珠洲市東山中町

壱部　二二番一　一号

二一番一　二号

一八番　三号

五番一　四号及び五号

五部　二六番　六号

弐部　二〇番三　七号

二〇番一　八号

二　奈良県宇宮原地すべり防止区域

奈良県吉野郡十津川村旭地内三等三角点瀧向を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

基準点から二三八度一四分四四秒

一六七三・一九八メートルの地点　一号

標柱一号から一二二度二一分二〇秒

七九・五九三メートルの地点　二号

標柱二号から一九〇度二四分二六秒

六四・七九〇メートルの地点　三号

標柱三号から一五三度三四分三七秒

四八・八八七メートルの地点　四号

標柱四号から一三七度一九分四五秒

二九四・五八四メートルの地点　五号

標柱五号から二二五度四四分四三秒

四五・三一五メートルの地点　六号

標柱六号から二四一度四四分二三秒

一〇六・四五七メートルの地点　七号

標柱七号から二八七度一分三七秒

一三〇・七五二メートルの地点　八号

標柱八号から三〇一度四四分六秒

二八四・五六三メートルの地点　九号

標柱九号から三四二度五〇分四三秒

五三・〇六八メートルの地点　十号

標柱十号から二二度三二分一秒

六三・九三二メートルの地点　十一号

標柱十一号から三八度四一分三八秒

九七・八五一メートルの地点　十二号

標柱十二号から五〇度四〇分四九秒

九八・七五二メートルの地点　十三号

三　奈良県今西地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を林道今西線道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

奈良県吉野郡十津川村大字今西

四七二番　一号

一〇〇〇番　二号

九六一番　三号

九五四番　四号

四五五番　五号

九八四番　六号

四　奈良県小井地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

奈良県吉野郡十津川村大字小井

二二八番地先河川敷　一号

二三〇番　二号

二四一番　三号

一四二番　四号

一九五番　五号

一九一番　六号

一八六番三　七号

二一五番地先河川敷　八号

五　和歌山県滝１地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号をかつらぎ町道宮ノ下東滝線道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字滝

字上五條谷　七一〇番　一号

六九〇番一　四号

字西之峯　七二一番一　二号

七八八番三　三号

六　長崎県鶴山下地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を福見川左岸河川敷に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた区域

長崎県南松浦郡新上五島町大字岩瀬浦郷

字鶴山ノ下　一二六番一　一号

一六七番一　二号

二一四番三八　三号

二一四番五一　四号

九四番五　五号

七　鹿児島県鉱事場地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を穴川左岸河川敷に沿って結んだ線、標柱六号と七号を結んだ線及び標柱一号と七号を穴川左岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

鹿児島県薩摩郡さつま町永野

字瀧平　四八五六番二　一号

四八六一番　二号

字ヤゲン　四九二二番一　三号及び四号

四九一二番四　五号

字大尾小野下　四八六五番一　六号

字山崎平　四八六三番　七号

○国土交通省告示第七百八十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十五年八月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　奈良県折立地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十九年国土交通省告示第八百四十四号で指定した折立地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

奈良県吉野郡十津川村大字折立

一番一地先河川敷　一号及び二号

一番八地先河川敷　三号

一番八　四号

二　鹿児島県西阿室地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成十九年国土交通省告示第千二百五十四号で指定した西阿室地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字西阿室

字大又原　六〇三番　一号

五九四番　四号及び五号

五九七番　六号

字牛野原　四二一番七　二号

四二一番三　三号